

令和4年度農業体験等交通費助成規程

一般社団法人 高知県農業会議

令和4年4月22日決定

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人高知県農業会議（以下「農業会議」という）の行う新規就農希望者の農業体験の機会増加を図るため、これらに係る交通費の助成について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（助成の対象）

農業会議は、以下の農業体験につき交通費助成を行うものとする。

- (1) 農業会議が行う「こうちで農業体験」
- (2) 高知県立農業担い手育成センター（以下「センター」）が行う「こうちアグリ体験合宿」

第3条（助成対象者）

旅費の助成対象者は農業会議が運営する「高知県新規就農ポータルサイト (<https://kochi-be-farmer.jp/>)」の会員登録者とする。

ただし、高知県内居住者は対象外とする。

なお、「こうちアグリ体験合宿」参加者の助成については、センターが実施する「オンライン農業ツアー」もしくは「地方で働く×デジタル農業オンライントークセッション」に1回以上参加しているものとする。

第4条（助成）

助成対象者が第2条の農業体験に参加する場合、下記の交通手段について助成する。

- (1) 航空機
- (2) 鉄道
- (3) バス
- (4) フェリー
- (5) 車（高速道路利用含む）
- (6) タクシー（体験場所の最寄り駅等の合理的な距離からのタクシー利用は実費）

2 助成は予算の範囲内で交付するもので、予算が上限に達した時点で申請受付を終了することがある。

- 3 助成額の上限は3万円とし、交通費を実費もしくは農業会議旅費規程に基づき計算した合理的な金額のいずれか低い金額とする。
なお、交通費と宿泊・飲食費等がセットとなっている場合、一泊あたり7,300円の宿泊費を差し引いた金額を助成する。
- 4 助成回数について、当該年度において1助成対象者1回限りとし、同一住所地の申請者については1人までとする。
- 5 申請総額が当該年度予算の範囲内を越す場合、「オンライン農業ツアー」等の参加回数の多い申請者でかつ過去3カ年度以内における助成回数の少ない申請者を優先とする。
- 6 自然災害や新型コロナウイルスなどの影響による農業体験の中止であっても、発生した旅行キャンセル料等についての助成は行わないものとする。

第5条（申請手続）

- 申請について第2条の各農業体験への参加申込が確定した後、速やかに「別紙様式第1号」を農業会議に提出しなければならない。
- 2 助成対象者は農業体験終了後、農業体験アンケートおよび次の各号に該当する領収書（写し）等を各1部提出しなければならない。
なお、「こうちアグリ体験合宿」への助成対象者は当該体験後に提出するアンケートをもって農業体験アンケートに替えることができる。
 - （1）住所地の確認ができる書類（免許証 など）
 - （2）航空機利用に係る領収書及び搭乗券等（搭乗が確認できるもの）
 - （3）鉄道利用に係る領収書
 - （4）バス利用に係る領収書
 - （5）フェリー利用に係る領収書
 - （6）高速道路利用における領収書
 - （7）タクシー利用における領収書

第6条（申請期間）

前条の申請は、当該年度の4月22日より翌2月末日までとする。

第7条（返還）

虚偽の申請等である場合、返還を求める場合がある。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月22日から施行する。